

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容に対する
御意見及びそれに対する考え方について

意見募集期間：平成 26 年 4 月 24 日～平成 26 年 5 月 7 日

意見提出者数：14

計画的処理について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	トランス等 56%、高圧コンデンサ等 44%が完了し、とあるが数字の根拠を明らかにされたい。	御指摘の数字は、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が平成 24 年度までに処理を行った台数（処理台数）、現在保管されている台数（保管台数）、今後発生すると考えられる台数（発生台数）の推計値の和に対する処理台数の割合を%で表したものです。
2	届出されていない機器が存在する中、PCB 廃棄物の処理対象量を現在届出されている量から算出すべきではないと考える。	PCB 廃棄物の発生量等の見込みについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による届出がされていない使用中の機器も可能な限り対象として推計しております。
3	都道府県市や電気保安協会、電気工事組合等の関連団体と協力し、JESCO の PCB 処理事業を確実に終了できるようにしてもらいたい。 PCB 特措法の目的である「国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする」とあることを最重点と考え、今後の処理推進を図って頂きたい。	今般意見募集した資料の 4（1）の 3 点目及び 4（2）の 2 点目に御指摘の点を記載しております。
4	収集運搬費用の削減や運搬効率化の観点から、従来の事業対象地域内の JESCO で廃棄物を受入れ、JESCO が実際に処理する事業所まで JESCO が運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めにより、産業廃棄物については、排出事業者の責任により、適正に処理できる施設まで運搬が行われることが必要です。PCB

	するようにしてもらいたい。	廃棄物の運搬に係る費用についても、排出事業者が負担すべきものであり、J E S C O が運搬を担うことは適当ではありません。
5	P C B 廃棄物処理に対する都道府県市の取組、関係法令遵守の徹底、P C B 廃棄物の取扱方法等、P C B 廃棄物について広く国民に周知する必要があるのではないか。	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目において、P C B 廃棄物の計画的な処理の必要性を保管事業者や使用中の機器所有者に周知することとしており、現行の基本計画においても都道府県及び市町村は国とともに国民に対し、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性等の情報を提供することとされています。
6	行政の保管事業者へ指導や普及啓発の徹底、関連事業者団体への協力の要請、未届事業者の掘り起こし調査に関する文言を基本計画に明記すべき。	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目、4 (2) の 1 点目及び 2 点目に御指摘の点を記載しております。
7	地方自治体に対し、P C B 廃棄物の掘り起こし調査を徹底させること。	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目及び 4 (2) の 1 点目に御指摘の点を記載しております。
8	J E S C O における P C B 汚染物等の処理料金を下げるべき。	今般意見募集した内容の 4 (3) の 6 点目に、処理費用の負担能力が低い保管事業者を対象とした処理費用の分割払いの仕組みの構築について記載しております。 また、本年 4 月に P C B 廃棄物処理基金による支援対象の拡充を行ったところであり、この点も基本計画に記載することとします。
9	安定器については無害化処理認定施設において焼却処理するよう検討すべき。	安定器に含まれる絶縁油には高濃度の P C B が含まれており、無害化処理認定施設での処理の対象とはなっていません。
10	地方公共団体が、掘り起こし調査や、未処理事業者の一覧表作成を実施するとされているのは、P C B 特措法第 5 条第 2 項の規定が根拠と思料するが、同条第 1 項に、P C B 廃棄物に関する情報の収集	今般意見募集した資料の 4 (1) の 3 点目に、国が都道府県市と連携して、使用中の機器や P C B 廃棄物の把握に努めると記載しております。

	等必要な措置を講じることが国の責務とされていることから、掘り起こし調査等については、国が協力する旨を計画上明記していただきたい。	
11	意図的に処理しない者に対し、J E S C Oの処理料金の値上がりを早期に告知するとあるが、企業・個人によって、処理あるいは処理時期の捉え方も様々である。周知及び猶予の期間は、十分にとる旨を記載すべき。	今般意見募集した資料の4（3）の6点目に、処理料金が上がることを早期に告知すると記載しております。

使用中の機器について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
12	現在ではP C B含有機器の使用を禁止する法令等がないことから、P C B含有機器を使用している事業者に対して使用禁止を指導することができない。電気事業法等の関係法令の改正によるP C B含有機器の使用禁止の方針を基本計画に明記すべき。	P C B廃棄物処理基本計画はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくものであり、廃棄物の処理に係る計画ですが、使用中の機器は将来的に廃棄物となることから、これを計画的に処理できるよう、今般意見募集した資料の4（1）の3点目及び4（2）の3点目において、使用中の機器の把握等について記載しております。
13	使用中の機器の更新のための補助等を検討してほしい。	

微量P C B廃電気機器等について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
14	微量P C B汚染廃電気機器等の処理について、「課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築及び抜油後の筐体の安全かつ合理的な処理方策の検討が必要」とあるとしているが、「あらゆる処理方策の可能性についての検討が必要」としていただきたい。	今般意見募集した資料の5の2点目に、微量P C B汚染廃電気機器等の処理については処理がさらに合理的に進むよう技術的な検討を行うことと記載しており、その具体例として課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築及び抜油後の筐体の安全かつ合理的な処理方策を挙げています。
15	筐体や部材等の区分ごとに確実に洗浄が	御意見については、今回の意見募集の対象

	行えたかどうかの試験は告示で規定されているが、絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアルを活用し、洗浄液のPCB濃度で洗浄の完了を判定できるようにすべき。	ではありませんが、PCB廃棄物のPCB濃度は様々であり、洗浄液のPCB濃度だけでは全てのPCB廃棄物の洗浄の完了を確認できないため、告示で規定された方法で試験を行うこととしています。
16	今後、微量PCB汚染廃電気機器等の処理については都道府県市による特別管理産業廃棄物処分業許可施設を活用しながら処理体制を確保するとされているが、現状の低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定制度で十分機能している。あえて変更する必要がないのではないか。	微量PCB廃電気機器等の量からすると、更なる処理体制の構築が必要と考えており、無害化処理認定制度に加え特別管理産業廃棄物処分業許可施設を活用した処理を行うこととしています。
17	微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、課電自然循環洗浄方式以外の方法も積極的に技術認定を行うべきではないか。	環境省で行っている技術評価については、課電自然循環洗浄法以外も対象としています。
18	課電自然循環洗浄法による処理の対象となる機器を明らかにすること。 課電自然循環洗浄法により処理を行った機器の処理基準の判定方法は洗浄液による判定ではなく、部材の拭き取りによる判定としてもらいたい。 使用中の機器の処理基準が廃電気機器の処理基準よりも緩くならないようにしてもらいたい。	今般意見募集した資料の5の2点目に課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討すると記載しております。
19	課電自然循環洗浄法については、国より評価がなされた技術であり、今後の検討事項としては、主として制度面に関する事項であると考え。微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、“合理的に進むよう技術的な検討が必要”としているが、“合理的に進むよう制度面を含む検討を行うことが必要”という旨に修文すべき。	「技術的な検討」には、制度面の検討も含むものと考えております。
20	微量PCB廃電気機器等の処理についても処理計画を策定すべき。	PCB廃棄物処理基本計画は微量PCB廃電気機器等についても対象となっており、

	今回意見募集した内容の5にも御指摘の点を記載しております。
--	-------------------------------

低濃度PCB廃棄物について

	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	PCB廃棄物処理基本計画には微量PCB廃電気機器等に加え、低濃度PCB廃棄物についても記載するべき。	PCB含有量が5,000mg/kg以下の低濃度PCB廃棄物についてもPCB廃棄物処理基本計画に記載することとします。
22	JESCOから発生するPCB濃度が5,000mg/kg以下の汚染物及び処理物に関しては、廃棄物処理法に基づいて国が認定した無害化処理施設にて処理が既に行われていて、JESCOがPCB廃棄物を計画的かつ合理的に処理を行うための一助を無害化処理施設が担っている。基本計画はぜひそのことを明記してほしい。	
23	低濃度PCB廃棄物のPCB濃度の定義を「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱」に記載されている「PCB及びPCBをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「PCB等」という。)」を参考にして「PCB含有量が10,000mg/kg以下」とした方がよいのではないかと。	

その他

	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法について、PCBの含有濃度基準を欧米に準じた50ppm程度に大幅に緩和するよう見直しし、国際的な整合を取るべき。	御意見については、今回の意見募集の対象ではありませんが、PCB廃棄物の処理基準については1970年代から焼却処理方式による処理施設の立地の試みがなされたものの、実現できず、焼却処理ではなく化学処理による処理に関する検討が進められた

		ことを踏まえ、安全安心を担保した現行の基準を採用することで地元地域の理解を得て処理体制を整備された経緯があります。
25	コンデンサの絶縁油のP C B含有量を分析すると、その後コンデンサは使用できなくなると聞いた。検査の結果P C Bが含まれていないことが判明した場合は、コンデンサを使用できなくなることについて損害賠償を払ってほしい。	今回の意見募集の対象外の御意見です。



(お知らせ)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容に対する意見の募集について

平成 26 年 4 月 24 日 (木)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

代表：03-3581-3351

直通：03-5501-3156

課長：塚本 直也 (内：6871)

課長補佐：中野 哲哉 (内：6876)

担当：中崎 友輔 (内：6880)

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に関し、別添の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容について」(以下「別添資料」という。)に記載された拠点的広域処理施設の処理体制及び処理期間について、当該処理施設が立地している自治体に対し、昨年 10 月下旬以降に検討を要請しています。加えて、環境省において開催している「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、本年 2 月 28 日に別添資料について検討したところです。

これらの検討に加えて、別添資料について、広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成 26 年 4 月 24 日 (木) から平成 26 年 5 月 7 日 (水) までの間、意見の募集を実施いたします。

1. 検討概要

環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に関し、別添の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容について」(以下「別添資料」という。)に記載された拠点的広域処理施設の処理体制及び処理期間について、当該処理施設が立地している自治体に対し、昨年 10 月下旬以降に検討を要請しています。加えて、環境省において開催している「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、本年 2 月 28 日に別添資料について検討したところです。

これらの検討に加えて、別添資料について、広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成 26 年 4 月 24 日 (木) から平成 26 年 5 月 7 日 (水) までの間、意見の募集を実施いたします。

2. 意見募集の対象

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に盛り込むべき主な内容」

3. 意見募集要領

(1) 募集期間

平成 26 年 4 月 24 日 (木) から平成 26 年 5 月 7 日 (水) 17 時まで (郵送の場合は同日必着)

(2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は題名に「PCB処理基本計画の主な内容に対する意見」と記載してください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp

FAX : 03-3593-8264

【意見の取扱い】

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

【記入様式】

郵送又はファックスの場合、下記の様式（A4版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] PCB処理基本計画の主な内容に対する意見
[宛先] 環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(3) 資料の入手方法

① 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

② 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③ 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 82 円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

処理基本計画に盛り込むべき主な内容について

1. まえがき

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の施行後、国は日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 16 年の北九州事業を始め、豊田事業（平成 17 年）、東京事業（平成 17 年）、大阪事業（平成 18 年）、北海道事業（平成 20 年）による処理が始まった。
- JESCO による処理は、平成 24 年度末時点で高圧トランス等 56%、高圧コンデンサ等 44%が完了し、また、安定器等・汚染物の処理も平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業で開始された。しかしながら、世界でも類を見ない規模での化学処理による PCB 廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等の処理開始後に必要性が明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成 28 年 3 月までの事業の完了が困難な状況となっている。
- 一方、特別措置法施行後の平成 14 年、PCB を使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量の PCB が検出されるものがあることが判明した。環境省における焼却実証試験の結果を踏まえ、平成 21 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の無害化処理認定制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成 22 年から処理が始まった。
- 我が国において、PCB 廃棄物は、過去約 30 年間処理されず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降大きく処理が進んだと言える。しかし、PCB の処理完了に向けては、まだ道半ばである。
- 今後、1 日も早い処理完了に向け、関係者が確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。

2. PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 高圧トランス・コンデンサ等

	発生量	処分量	保管量
平成24年度まで	—	高圧トランス等 9,965台 高圧コンデンサ等 146,233台	高圧トランス等 約7,100台 高圧コンデンサ等 約156,000台
平成25年度以降	高圧トランス等 約700台 高圧コンデンサ等 約28,000台	高圧トランス等 約7,800台 高圧コンデンサ等 約183,000台	—

- 本表に示す処理対象量以外に、特別措置法の届出義務があるにも関わらず届出を行っていない事業者が存在すると考えられる。また、一部に使用中の機器が存在する。
- PCBを使用した機器（いわゆる高濃度のPCBを含む機器）の処理施設は、我が国における過去約40年間の取組の結果、JESCOの処理施設のみであることから、未届出の保管事業者や、使用中の機器を有する事業者に対し、同社の操業期間中に確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組まなければならない。
- また、行政に届け出られていないポリ塩化ビフェニルを使用した機器については、その保管状態によっては環境汚染が懸念されることを踏まえ、また、ストックホルム条約における使用中の機器の人の健康や環境への影響の防止に関する規定を踏まえ、早期に適正に保管・処分がなされることが重要である。

(2) 安定器等・汚染物

- 安定器等・汚染物について、平成24年度までに処理されたのは936トンである。特別措置法第8条に基づき届け出られた情報により推計すると、平成25年度以降の処理対象量は、約11,000トンとなる。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等

- 微量のPCBに汚染された電気機器等（以下「PCB汚染廃電気機器等」という。）は、使用中のものを含め、柱上トランス以外の電気機器が約 120 万台、柱上トランスが約 146 万台、OFケーブルが約 1,400km 存在すると推計されている。

3. JESCOに関する処理体制

- 日本全体のPCBを1日でも早期に処理するため、国、都道府県市、JESCO等の関係機関の協力の下、これまでに整備されたJESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。
- 具体的には、次の表に掲げるとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物を定めるものとする。
- 高圧トランス・コンデンサ等について、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで1日も早い円滑な処理が可能となる。このため、各事業所における設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。
- また、安定器等・汚染物については、北九州事業及び北海道事業の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪事業、豊田事業及び東京事業において処理可能な物を除く。）の処理を行うこととする。
- これらにより、全国に保管等されている高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなる。この体制においては、保管事業者がJESCOに対し処理委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設ける。
- 計画的処理完了期限の後、今後新たに発生する廃棄物の処理や、処理に手間がかかる機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、事業終了準備期間を設ける。

事業名 (実施 場所)	処理対象	事業対象地 域	事業対象地域以 外に保管されて いる処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処 理完了期 限	事業終了準 備期間
北九州 (福岡 県北九 州市若 松区響 町1丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	A地域	C地域の車載ト ランスの一部、D 地域のコンデン サの一部	1.5 トン /日 (P C B分解 量)	平成 31 年 3月 31 日	平成 31年 4 月 1日から 34年 3月 31 日まで
	安定器 等・汚染 物	A地域、B地 域及びC地 域(大阪事業 及び豊田事 業における 処理対象物 を除く。)		10.4 トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 34 年 3月 31 日	平成 34年 4 月 1日から 36年 3月 31 日まで
大阪 (大阪 府大阪 市此花 区北港 白津2 丁目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	B地域	C地域の車載ト ランスの一部及 び特殊コンデン サの一部、E地域 の特殊コンデン サの一部	2.0 トン /日 (P C B分解 量)	平成 34 年 3月 31 日	平成 34年 4 月 1日から 37年 3月 31 日まで
	安定器 等・汚染 物	B地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 34 年 3月 31 日	平成 34年 4 月 1日から 37年 3月 31 日まで
豊田 (愛知 県豊田 市細谷 町3丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	C地域	B地域のポリプロ ピレン等を使用 したコンデンサ の一部	1.6 トン /日 (P C B分解 量)	平成 35 年 3月 31 日	平成 35年 4 月 1日から 38年 3月 31 日まで
	安定器 等・汚染 物	C地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 35 年 3月 31 日	平成 35年 4 月 1日から 38年 3月 31 日まで
東京 (東京 都江東 区青海	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	D地域	C地域の車載ト ランスの一部、E 地域の大型トラ ンスの一部	2.0 トン /日 (P C B分解 量)	平成 35 年 3月 31 日	平成 35年 4 月 1日から 38年 3月 31 日まで

3丁目 地先)	安定器 等・汚染 物	D地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)	北九州事業所及 び大阪事業所か ら発生する廃粉 末活性炭		平成 35 年 3月 31 日	平成 35年 4 月 1日から 38年 3月 31 日まで
北海道 (北海 道室蘭 市 仲 町)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	E地域		1.8 トン /日 (P CB分解 量)	平成 35 年 3月 31 日	平成 35年 4 月 1日から 38年 3月 31 日まで
	安定器 等・汚染 物	D地域及び E地域(東京 事業におけ る処理対象 物を除く。)		12.2 トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 36 年 3月 31 日	平成 36年 4 月 1日から 38年 3月 31 日まで

備考：

事業対象地域については以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、
茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、
山梨県、長野県

4. 各主体の役割・取組として盛り込むべき内容

(1) 国の役割・取組

- 拠点的広域処理施設における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画的に行われるよう J E S C O を指導監督するとともに、J E S C O が事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるよう指導監督する。
- J E S C O が行う拠点的広域処理施設の保守点検に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保する。
- 都道府県市と連携し、P C B 廃棄物の処理が 1 日でも早く完了するよう保管事業者及び使用中の機器を有する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知する。また、都道府県市と連携して、使用中の機器や P C B 廃棄物の把握に努めるとともに、処理の時期の確認を行う。さらに、計画的処理完了期限までに J E S C O への処理委託が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 地方公共団体の役割・取組

- 掘り起こし調査等を行った上で、管内における未処理の機器や P C B 廃棄物を網羅的に把握する。このため、事業者に対して機器の保有状況を確認するとともに、事業者団体等を通じて情報収集に努める。
- 国、J E S C O、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表の掲載事業者に対し、処理の時期を確認する。さらに計画的処理完了期限までに J E S C O への処理委託が確実にされるよう必要な指導等を行う。
- 使用中の機器についても将来処理が必要となることを踏まえ、経済産業省とも連絡調整し対応するものとする。
- 地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題である P C B 廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、都道府県市は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、可能な措置を講ずることが重要である。

(3) J E S C O の役割・取組

- J E S C O は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。

- 具体的には、周辺環境に影響を及ぼさないよう必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むこととする。
- また、今後は特に設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年1回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。
- さらに、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、手間がかかる機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。
- 都道府縣市及び保管事業者と十分な連絡調整を行った上で、計画的な処理を推進するものとする。
- また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に計画的な処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により計画的な処理委託を促進することを検討する。
- これらの取組により、J E S C Oは、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能な限り速やかに事業終了のための準備に取り組むものとする。
- また、J E S C Oは事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるものとする。

(4) 保管事業者等の役割・取組

- 保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。P C Bを含む機器を使用している事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。

- 保管事業者は、適正な保管及び計画的な処分を行うことに責務がある。この責務が確実に行われるよう関連事業者団体等は、行政が行う保管事業者への指導や普及啓発に協力することが必要である。

5. 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

- 微量PCB汚染廃電気機器等については、電力会社が柱上トランスに関する自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可も活用しながら処理体制を確保することとする。
- 国は、微量PCB汚染廃電気機器等について、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、その処理台数や量が膨大であること及びPCBの濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理がさらに合理的に進むよう技術的な検討を行うことが必要である。具体的には、使用中の機器に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築についても検討する。併せて、抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進める。